

安全方針

○経営トップは、安全の確保に関し主体的に関与します。

○理事並びに職員は

1. 安全はすべてに優先するとの意識で職務に当たります。
2. 関係法令・財団規定をよく理解及び遵守し、厳正に職務を遂行します。
3. 情報は漏れなく迅速かつ正確に伝えます。
4. 常に問題意識をもって安全な教習指導(運航)の継続的改善を行います。

令和6年4月

一般財団法人舞鶴交通安全協会